

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

＜ 本 編 ＞			
修正前ページ数	旧	新	修 正 理 由
目次	第2編 平素からの備えや予防 (中 略) 第5章 <u>災害時要援護者</u> の支援体制の整備	第2編 平素からの備えや予防 (中 略) 第5章 <u>避難行動要支援者</u> の支援体制の整備	本文との文言統一
7	○関係機関の事務 【関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む）】 機関の名称 農林水産省関東農政局千葉農政事務所	○関係機関の事務 【関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む）】 機関の名称 農林水産省関東農政局千葉県拠点	現在の正式名称に修正する。
17	<u>福祉長寿部</u> <u>< 追 記 ></u> <u>健康福祉部</u> <u>社福）松戸市社会福祉協議会</u> ・高齢者・障害者等 <u>要援護者</u> の支援体制の整備に関する事 <u>< 追 記 ></u> <u>生涯学習部</u> 公財）松戸市文化振興財団 ・ <u>その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</u> ・ <u>文化財の保護体制の整備に関する事</u>	<u>健康医療部</u> <u>< 削 除 ></u> <u>福祉長寿部</u> <u>社福）松戸市社会福祉協議会</u> ・高齢者・障害者等 <u>避難行動要支援者</u> の支援体制の整備に関する事 <u>都市再生部</u> ・ <u>松戸駅周辺の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事</u> ・ <u>その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</u> <u>生涯学習部</u> 公財）松戸市文化振興財団 ・ <u>文化財の保護体制の整備に関する事</u> ・ <u>その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</u>	組織改編による修正 組織図と合わせて順番を入れ替え ※両部の「平素の主な業務」の内容 について変更はございません 組織改編による新規追加 順番の入れ替え
22	5 ボランティア団体等に対する支援 (1) 自主防災組織等に対する支援 市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する……	5 ボランティア団体等に対する支援 (1) 自主防災組織等に対する支援 市は、自主防災組織及び <u>町会・自治会</u> 等のリーダー等に対する……	「町会・自治会等」に修正

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
26	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知</p> <p>国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知</p> <p>国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る<u>とともに、平素から全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める。</u></p>	「国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について」（平成29年12月19日付け消防国第106号通知）を参考により追記。
27	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、</u>県に報告する。</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として、</u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて</u>県に報告する。</p>	「国民の保護に関する基本指針の変更内容の市町村の国民の保護に関する計画への反映の徹底について（令和4年10月3日通知）」を参考に修正。
29	<p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市区、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市区、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に関する特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	「国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について」（平成29年12月19日付け消防国第106号通知）を参考に修正。

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
29 30	<p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</p> <p>また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。</p> <p><u>< 追 記 ></u></p>	<p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</p> <p>また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。</p> <p><u>④ 地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等</u></p>	<p>「国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について」（平成29年12月19日付け消防国第106号通知）を参考に追記。</p>
30	<p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、<u>町内会</u>・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>.....</p> <p>④ 市は、<u>自治会・町内会</u>、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。</p>	<p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、<u>町会</u>・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>.....</p> <p>④ 市は、<u>町会・自治会</u>、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。</p>	<p>「町会・自治会」に修正</p>
31	<p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者及び外国人等<u>自ら避難することが困難な者</u>の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者及び外国人等<u>避難行動要支援者</u>の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>本市は「避難行動要支援者名簿」を作成済みであるため、「国民の保護に関する基本指針の変更内容の市町村の国民の保護に関する計画への反映の徹底について（令和4年10月3日通知）」を参考に修正。</p>

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
32	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> <p><u>< 追 記 ></u></p>	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の</u>必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> <p><u>また、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮する。</u></p>	「国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について」（平成29年12月19日付け消防国第106号通知）を参考に修正。
34	<p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、<u>備蓄し、又は調達体制を整備する。</u></p>	<p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について<u>備蓄するとともに、特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。</u></p>	「国民の保護に関する基本指針の変更内容の市町村の国民の保護に関する計画への反映の徹底について（令和4年10月3日通知）」を参考に修正。
38	<p>第5章 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児及び外国人といったいわゆる<u>災害時要援護者</u>は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、<u>災害時要援護者</u>に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。</p>	<p>第5章 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児及び外国人といったいわゆる<u>避難行動要支援者</u>は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、<u>避難行動要支援者</u>に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。</p>	文言を統一。
38	<p>(1) 避難行動要支援者の把握</p> <p>各課が日常の在宅福祉サービス等の業務において把握している情報に基づき、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に、迅速な安否確認等適確な対応がとれるように備える。</p> <p>また、<u>町（自治）会等</u>は日頃より、災害時に安否・避難が確認できるよう、避難行動要支援者<u>握に努めるものとする。</u></p>	<p>(1) 避難行動要支援者の把握</p> <p>各課が日常の在宅福祉サービス等の業務において把握している情報に基づき、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に、迅速な安否確認等適確な対応がとれるように備える。</p> <p>また、<u>町会・自治会等</u>は日頃より、災害時に安否・避難が確認できるよう、避難行動要支援者<u>の把握に努めるものとする。</u></p>	「町会・自治会等」に修正。 文字が切れていたため、修正。

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
38	<p>(3) 事前の予防対策</p> <p>① 独り暮らし老人や高齢者世帯では、隣近所や<u>町(自治)会</u>の防災組織と……</p>	<p>(3) 事前の予防対策</p> <p>① 独り暮らし老人や高齢者世帯では、隣近所や<u>町会・自治会</u>の防災組織と……</p>	「町会・自治会」に修正。
41	<p>1 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の措置</p> <p>(1) 国民保護等連絡室<u>等</u>の設置</p>	<p>1 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の措置</p> <p>(1) 国民保護等連絡室の設置</p>	「国民保護等連絡室」のみの説明であるため。
45	<p><市国民保護対策本部></p> <p>本部員</p> <p><u>健康福祉部長</u></p> <p><u>< 追 記 ></u></p> <p>事務局職員</p> <p><u>< 追 記 ></u></p> <p><各部></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>< 追 記 ></u></p>	<p><市国民保護対策本部></p> <p>本部員</p> <p><u>健康医療部長</u></p> <p><u>都市再生部長</u></p> <p>事務局職員</p> <p><u>現地派遣班</u></p> <p><各部></p> <p><u>健康医療部</u></p> <p><u>都市再生部</u></p>	組織改編による修正。
46	<p>市民部</p> <p><u>・所管施設保全管理に関すること</u></p> <p>・支所の所管域内の被害状況の把握・伝達に関すること</p> <p><u>・避難所の開設・運営に関すること</u></p>	<p>市民部</p> <p><u>・避難所運営・管理の総括に関すること</u></p> <p>・支所の所管域内の被害状況の把握・伝達に関すること</p> <p><u>・避難所(市民センター、男女共同参画センター、勤労会館)の開設・運営に関すること</u></p>	「松戸市地域防災計画」を参考に修正

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
47	<p>環境部</p> <p>・< 追記 ></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>社福）松戸市社会福祉協議会</u></p> <p>・<u>日本赤十字社千葉県支部との連絡に関する</u>こと</p> <p>福祉長寿部</p> <p>< 追記 ></p> <p>・高齢者・障害者等<u>要配慮者</u>の支援に関すること</p> <p>・< 追記 ></p> <p>< 追記 ></p> <p>・< 追記 ></p> <p>・< 追記 ></p> <p>生涯学習部</p> <p>・<u>施設の保安全管理及び応急措置に関する</u>こと</p> <p>学校教育部</p> <p>・< 追記 ></p>	<p>環境部</p> <p>・<u>避難所（各クリーンセンター）の開設・運営支援に関する</u>こと</p> <p><u>健康医療部</u></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>福祉長寿部</p> <p><u>社福）松戸市社会福祉協議会</u></p> <p>・高齢者・障害者等<u>避難行動要支援者</u>の支援に関すること</p> <p>・<u>日本赤十字社千葉県支部との連絡に関する</u>こと</p> <p><u>都市再生部</u></p> <p>・<u>松戸駅周辺の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する</u>こと</p> <p>・<u>その他部内の業務に関する</u>こと</p> <p>生涯学習部</p> <p>・<u>避難所（体育施設）の開設・運営支援に関する</u>こと</p> <p>学校教育部</p> <p>・<u>避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する</u>こと</p>	<p>「松戸市地域防災計画」を参考に追記。</p> <p>組織改編による修正。</p> <p>組織改編による修正。</p> <p>組織改編による修正。</p> <p>「松戸市地域防災計画」を参考に修正。</p>
50	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>………</p> <p>適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>< 追記 ></p>	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>………</p> <p>適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>「国民の保護に関する基本指針の変更内容の市町村の国民の保護に関する計画への反映の徹底について（令和4年10月3日通知）」を参考に追記。</p>

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
52	<p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民……</p>	<p>5 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町会・自治会長等の地域のリーダーとなる住民……</p>	「町会・自治会長等」に修正
54	<p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達</p> <p>……</p> <p>速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）……</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、<u>市立病院</u>、保育所（園）など）に対し、警報の内容を通知する。</p>	<p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達</p> <p>……</p> <p>速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、<u>町会・自治会</u>、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）……</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、<u>市立総合医療センター</u>、保育所（園）など）に対し、警報の内容を通知する。</p>	<p>「町会・自治会」に修正</p> <p>名称の修正。</p>
55	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の<u>伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p><u>< 追 記 ></u></p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p><u>※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p>	「国民の保護に関する基本指針の変更内容の市町村の国民の保護に関する計画への反映の徹底について（令和4年10月3日通知）」を参考に修正。

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
55	<p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>イ …… また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など……。</p> <p>(2) 市長は、市消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、市消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉関係部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>イ …… また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、<u>町会</u>・自治会等への協力依頼など……。</p> <p>(2) 市長は、市消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、市消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、<u>町会</u>・自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉関係部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>「町会・自治会等」に修正</p> <p>文言を統一。</p> <p>「町会・自治会」に修正</p>
57	<p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>(中 略)</p> <p>⑥ 要支援者の避難方法の決定 (<u>避難支援プラン</u>、避難行動要支援者支援班の設置)</p>	<p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>(中 略)</p> <p>⑥ 要支援者の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿</u>、避難行動要支援者支援班の設置)</p>	<p>本市は「避難行動要支援者名簿」を作成済みであるため、名称を修正。</p>

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
59	<p>(1) 市長による避難住民の誘導</p> <p>市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、<u>自治会、町内会</u>、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。</p>	<p>(1) 市長による避難住民の誘導</p> <p>市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、<u>町会・自治会</u>、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。</p>	「町会・自治会」に修正
59	<p>(2) 消防機関の活動</p> <p>市消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、市消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	<p>(2) 消防機関の活動</p> <p>市消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、市消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、<u>町会・自治会</u>等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	<p>本市は「避難行動要支援者名簿」を作成済みであるため、名称を修正。</p> <p>「町会・自治会等」に修正</p>
65	<p><表の中の表記></p> <p><u>要援護者</u>（車両等）</p>	<p><表の中の表記></p> <p><u>避難行動要支援者</u>（車両等）</p>	本市は「避難行動要支援者名簿」を作成済みであるため、名称を修正。
67	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>……（前略）……</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>……（前略）……</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	「国民の保護に関する基本指針の変更内容の市町村の国民の保護に関する計画への反映の徹底について（令和4年10月3日通知）」を参考に修正。

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

修正前ページ数	旧	新	修正理由
68	<p>(1) 医療救護体制</p> <p>① 災害医療対策本部の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会長 ・<u>市立病院医師</u> ・<u>市健康福祉部健康福祉政策課長</u> <p>【医療救護体制フロー】</p> <p><u>市立病院</u>医師</p> <p>(2) 医療救護の役割分担</p> <p>市は、三師会等が設置する災害医療対策本部と連絡を密にし、<u>市立病院</u>及び……</p>	<p>(1) 医療救護体制</p> <p>① 災害医療対策本部の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会長 ・<u>市立総合医療センター医師</u> ・<u>市健康医療部健康政策課長</u> <p>【医療救護体制フロー】</p> <p><u>市立総合医療センター</u>医師</p> <p>(2) 医療救護の役割分担</p> <p>市は、三師会等が設置する災害医療対策本部と連絡を密にし、<u>市立総合医療センター</u>及び……</p>	名称の修正。
71	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は</u>、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	「国民の保護に関する基本指針の変更内容の市町村の国民の保護に関する計画への反映の徹底について（令和4年10月3日通知）」を参考に追記。
102 104		<p>「※」以下の文字が図表に被って文字が見えないため、下部へずらして記載する。</p>	修正。

令和5年 松戸市国民保護計画の修正 新旧対照表

＜ 資 料 編 ＞			
修正前ページ数	旧	新	修 正 理 由
8	2-2 松戸市国民保護協議会委員名簿	名簿を最新の委員名へ修正。	組織改編等による。
10	4-1 避難施設のリスト	リストを最新のものへ修正。	松戸市民会館の追加等による。
12	5-1 松戸市防災行政用無線（固定系）子局設置一覧	設置一覧を最新のものへ修正。	最新のものへ修正。
13	5-2 国民保護関係機関等連絡先一覧	最新の連絡先・機関名へ修正。	最新のものへ修正。

※ 「緊急処理事態及び武力攻撃事態避難マニュアル」については、修正なしです。

松戸市国民保護計画

松 戸 市

(令和5年●月修正)

目 次

第 1 編 総 論	1
第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	4
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第 4 章 市の地理的、社会的特徴	9
第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態	13
第 2 編 平素からの備えや予防	16
第 1 章 組織・体制の整備等	16
第 1 市における組織・体制の整備	16
第 2 関係機関との連携体制の整備	21
第 3 通信の確保	24
第 4 情報収集・提供等の体制整備	25
第 5 研修及び訓練	29
第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	31
第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備	34
第 4 章 医療救護体制の整備	36
第 5 章 避難行動要支援者の支援体制の整備	38
第 6 章 国民保護に関する啓発	40
第 3 編 武力攻撃事態及び予測事態への対処	41
第 1 章 事態認定前の対処	41
第 2 章 市国民保護対策本部の設置等	44
第 3 章 関係機関相互の連携	50
第 4 章 警報及び避難の指示等	54
第 1 警報の伝達等	54
第 2 避難住民の誘導等	57
第 5 章 救援	67
第 6 章 安否情報の収集・提供	71
第 7 章 武力攻撃災害への対処	74
第 1 武力攻撃災害への対処	74
第 2 応急措置等	75
第 3 生活関連等施設における災害への対処等	81
第 4 NBC 攻撃による災害への対処等	83
第 8 章 被災情報の収集及び報告	86
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	87
第 10 章 国民生活の安定に関する措置	89
第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	90

第4編 復旧等	92
第1章 応急の復旧	92
第2章 武力攻撃災害の復旧	93
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	94
第5編 緊急処理事態への対処	95
第1章 総論	95
第1 基本的考え方	95
第2 事態想定ごとの被害概要	96
第3 平素からの備え	98
第2章 緊急処理事態への対処	99
第1 事態認定前の対処	99
第2 市緊急処理事態対策本部の設置等	101
第3 関係機関相互の連携と主な役割	102
第4 緊急処理事態への対処上の留意点	117

○県の事務

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
9	国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の事務

【関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
農林水産省関東農政局千葉県拠点	1 災害救助用米穀等の緊急引渡関係 2 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整
千葉海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
陸上自衛隊松戸駐屯地	1 国民保護等派遣部隊による救助・消防・水防活動及び救援物資の輸送等に関する事

【関係県機関（県警察含む）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉県東葛飾地域振興事務所	1 災害に関する情報の収集・伝達及び指示に関する事 2 災害救助に係る連絡・調整に関する事 3 その他災害の防除と拡大の防止に関する事
千葉県東葛飾土木事務所	1 県の所管に係る河川、道路、橋梁の保全に関する事 2 排水機場施設の総括的な保全に関する事 3 水防に関する事
千葉県企業局市川水道事務所松戸支所	1 応急給水に関する事 2 所管に係る水道施設の応急復旧に関する事
千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）	1 医療施設の保全に関する事 2 医療及び助産看護に関する事 3 防疫その他保健衛生に関する事
千葉県松戸警察署 千葉県松戸東警察署	1 災害情報に関する事 2 被災者の救出及び避難に関する事 3 死体（行方不明者）の捜索並びに検視に関する事 4 交通規制に関する事 5 交通信号施設等の保全に関する事 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事

健康医療部	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生・防疫体制の整備に関する事 ・医療機関との連絡調整体制の整備に関する事 ・医師会・病院等との連絡体制の整備に関する事 ・災害医療対策本部の設営及び運営体制の整備に関する事 ・遺体の処理並びに埋葬及び火葬体制の整備に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
福祉長寿部 社福) 松戸市社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等避難行動要支援者の支援体制の整備に関する事 ・福祉避難所の開設・運営の整備に関する事 ・市関係福祉施設との連絡調整体制の整備に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
子ども部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所(市民センター、体育施設を除く)の運営支援の整備に関する事 ・応急保育の整備に関する事 ・防疫(保健衛生)の補助に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
街づくり部 公財)松戸みどりと花の 基金	<ul style="list-style-type: none"> ・交通(鉄道・バス)機関との連絡調整体制の整備に関する事 ・市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧体制の整備に関する事 ・応急仮設住宅の供給体制の整備に関する事 ・公園施設の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
都市再生部	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸駅周辺の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事 ・河川の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事 ・下水道施設の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び提供体制の整備に関する事 ・消防活動組織体制の整備に関する事 ・職団員の参集基準の整備に関する事 ・受援及び応援体制の整備に関する事 ・消防活動体制の整備に関する事 ・情報伝達活動体制の整備に関する事 ・避難誘導体制の整備に関する事 ・職団員への教育育成に関する事 ・特殊標章の交付及び管理に関する事 ・その他局内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水体制の整備に関する事 ・県水道局との連絡体制の整備に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
病院 松戸市立総合医療セン ター 松戸市立福祉医療セン ター東松戸病院	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療対策本部との連絡体制の整備に関する事 ・入(通)院者の安全確保体制の整備に関する事 ・負傷者の診療等の体制整備に関する事 ・重症患者の応急処置体制の整備に関する事 ・その他病院内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事
生涯学習部 公財)松戸市文化振興 財団	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の保全管理及び応急措置体制の整備に関する事 ・施設利用者の安全確保体制の整備に関する事 ・所管収容避難場所の供与体制の整備に関する事 ・文化財の保護体制の整備に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等の安全、避難体制の整備に関する事 ・避難者の収容・介護体制の整備に関する事 ・学用品の確保、調達体制の整備に関する事 ・その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会との連絡調整体制の整備に関する事 ・各本部等の応援体制の整備に関する事
監査委員事務局 選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各本部等の応援体制の整備に関する事

国民保護に関する業務の総括、各部門の調整、企画立案については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

3 近接市区との連携

(1) 近接市区との連携

市は、近接市区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市区間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市区相互間の連携を図る。特に、東京都、埼玉県の隣接する区市とは都県境を越えた避難や救援を行う場合の避難経路や運送手段等に関する情報共有について意見交換を行い検討していく。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市区の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握するとともに、緊急消防援助隊NBC災害即応部隊との連携体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護

がらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム(J-ALERT)との連携を図る。

(3) 警察署等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図るとともに、平素から全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、**原則として**、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）**第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて**県に報告する。

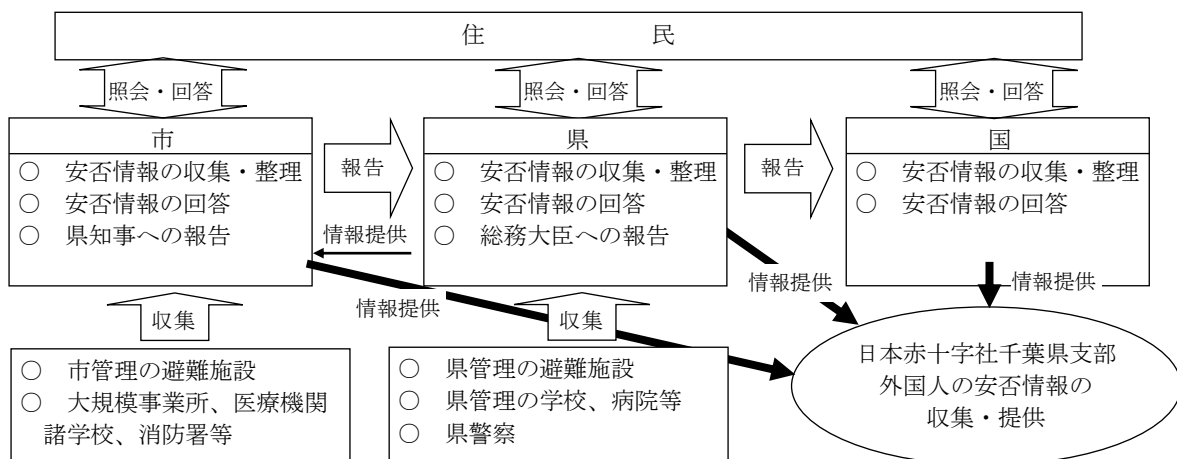
【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑩ 親族・同居者への回答の希望 ⑪ 知人への回答の希望 ⑫ 親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 死亡の日時、場所及び状況 ⑭ 遺体の安置されている場所 |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

【安否情報の収集・提供の概要】



第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市区、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に関する特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて

参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ 地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市区との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市及び東京都、埼玉県の区市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者及び外国人等避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のひな型の作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、昼間人口の存在等、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のひな型をあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、**施設の収容人数、構造、保有設備等**の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

また、**都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮する。**

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄するとともに、特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既

第5章 避難行動要支援者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人といったいわゆる**避難行動要支援者**は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、**避難行動要支援者**に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 避難行動要支援者に関する配慮

災害時の在宅要支援者への対応は、地域住民の手による、地域ぐるみの隣保共助体制を基本とし、こうした配慮を踏まえた普段からの住民活動を自主防災組織等を通じて支援する。

(1) 避難行動要支援者の把握

各課が日常の在宅福祉サービス等の業務において把握している情報に基づき、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に、迅速な安否確認等適確な対応がとれるように備える。

また、**町会・自治会等**は日頃より、災害時に安否・避難が確認できるよう、避難行動要支援者の**把握**に努めるものとする。

(2) 支援体制の整備

災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援することができるよう、自主防災組織等を育成し指導する。

(3) 事前の予防対策

避難行動要支援者本人、家族及び地域住民が、次に掲げるような、災害に対する心構えをしてもらうため、民生委員や「地区社会福祉協議会」の推進組織などを通じて啓発を行う。

- ① 独り暮らし老人や高齢者世帯では、隣近所や**町会・自治会等**の防災組織と交流をもち避難の援助を依頼するとともに、あらかじめ相談先や連絡先を知らせておく。
- ② 高齢者や障害者のいる家庭では、連絡先や身元を記入した「緊急連絡カード」を用意しておく。
- ③ 高齢者や障害者のいる部屋は、家具類は必要最小限にし、安全な空間を確保しておく。
- ④ 家の出口の避難経路を常に確保し、近くに障害物を置かない。
- ⑤ 寝たきり高齢者に非常ベル等を備えておく。
- ⑥ 目や耳の不自由な人は、情報の提供や避難の援助をお願いする特定の人を事前に決めておく。

(4) 障害者等中核施設

要介護者や障害者を災害時に保護し収容する中核施設として、松戸市健康福祉会館を活用する。

第3編 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1章 事態認定前の対処

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

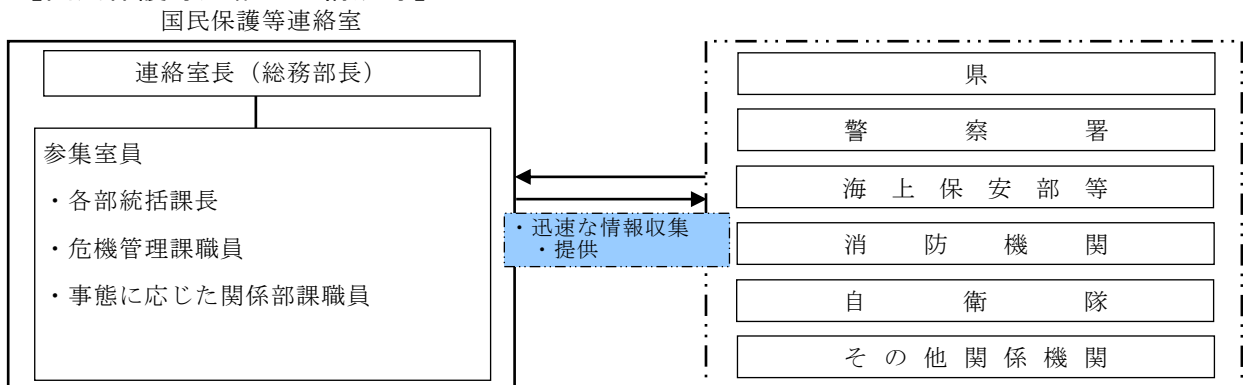
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の措置

(1) 国民保護等連絡室の設置

- ① 総務部長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなどの事案に関する情報収集等の対応が必要な場合においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「国民保護等連絡室」を設置する。「国民保護等連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【国民保護等連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

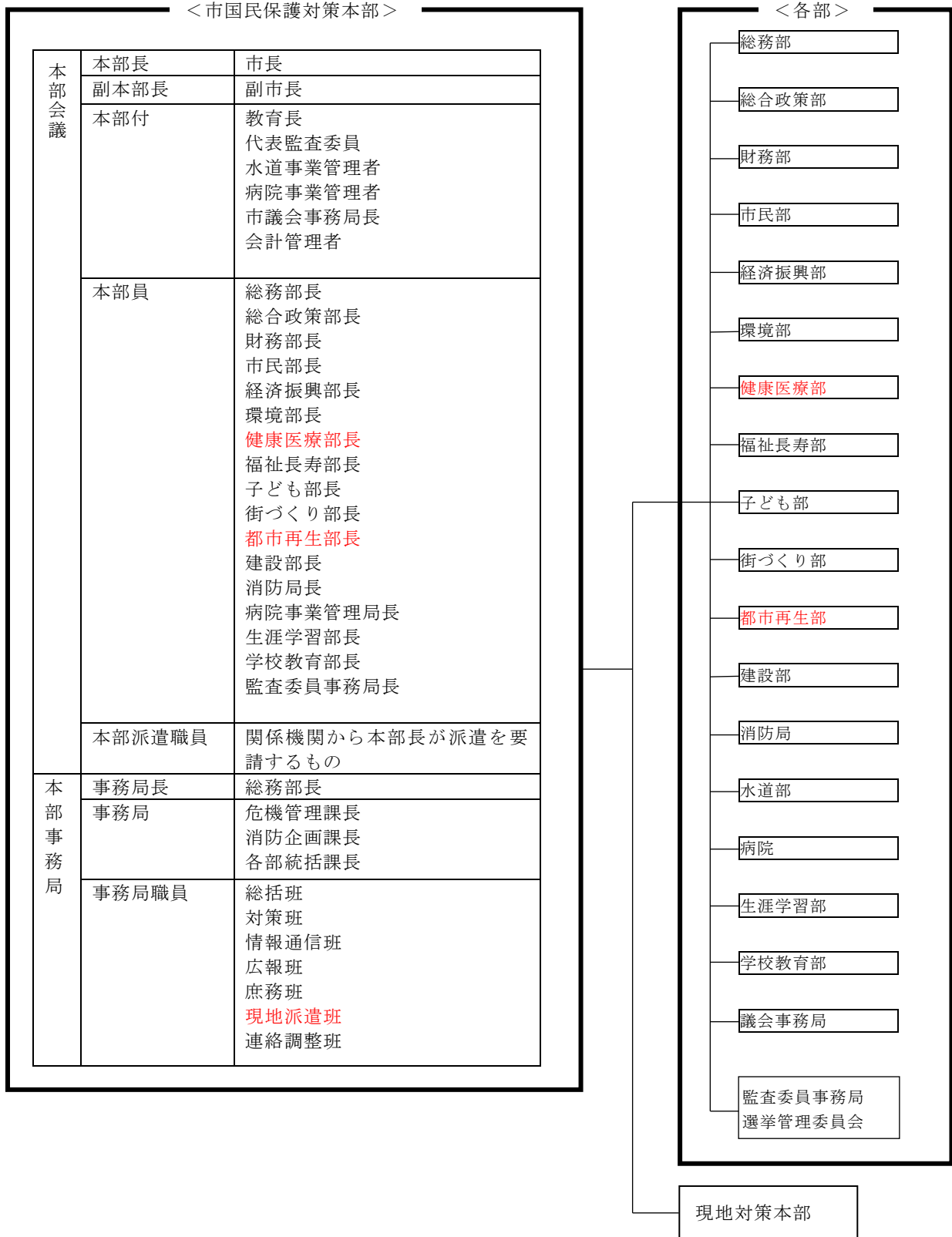
市消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「国民保護等連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護等連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。各部が行う業務は、松戸市地域防災計画に定める業務に準拠して実施する。

【市国民保護対策本部の組織構成図】



【市対策本部事務局の組織構成及び事務分掌】

班 名	事務分掌
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部の設置及び運営に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・事務局各班の総括指揮に関すること ・対策本部長が決定した方針に基づく具体的な指示に関すること ・県及び関係機関との連絡調整に関すること
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う国民保護措置に関すること ・応援派遣要請及び受け入れ等の体制整備に関すること（ボランティア含む） ・緊急物資の確保に関すること ・緊急輸送ネットワークの構築に関すること
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・他の市町村等関係機関からの情報収集、整理、及び集約 ・国・県への報告に関すること ・資料の関係機関への伝達に関すること ・国民保護対策本部の活動状況の記録に関すること ・防災行政無線の運用に関すること ・通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する広報・広聴に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局員の参集状況、安否の確認に関すること ・本部員の食料調達等庶務に関すること ・本部員の健康管理及び交代要員の手配に関すること
現地派遣班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地における被害情報の把握に関すること ・関係機関との情報共有及び活動内容の調整に関すること ・県等との連絡調整に関すること ・現地対策本部の設置に関すること
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局と総括班、対策班、情報通信班及び広報班との調整に関すること ・各部局の被害状況、対応状況の把握及びその報告に関すること ・国民保護対策本部における本部員との調整に関すること ・国民保護対策本部における決定事項等の各部局への伝達、調整に関すること

【市の各部等における主な業務】

部 名 等	主な業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策本部の設置運営に関すること ・職員の動員及び派遣に関すること ・県及び関係機関との連絡調整に関すること ・安否及び被災情報収集に関すること ・警報の通知、避難の指示、緊急通報に関すること ・特殊標章の交付に関すること ・被災自治体に関する行財政運営の支援に関すること ・その他部内に属さない国民保護対策の連絡調整に関すること
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報提供に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・その他部内に属さない国民保護対策の連絡調整に関すること
財務部 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置関係の予算に関すること ・庁舎、公有財産の保全管理に関すること ・自動車の管理及び配車に関すること ・避難誘導に関すること ・市税の免除に関すること ・現金及び物品の出納・保管に関すること ・その他部内の業務に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営・管理の総括に関すること ・支所の所管地域内の被害状況の把握・伝達に関すること ・避難所（市民センター・男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関すること ・その他部内の業務に関すること
経済振興部 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の確保及び供給に関すること ・物資の運送に関すること ・その他部内の業務に関すること

環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・し尿の収集・処理に関すること ・産業廃棄物処理に関すること ・避難所（各クリーンセンター）の開設・運営支援に関すること ・その他部内の業務に関すること
健康医療部	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生・防疫に関すること ・医療機関との連絡調整に関すること ・医師会・病院等との連絡に関すること ・災害医療対策本部の設営及び運営に関すること ・遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・その他部内の業務に関すること
福祉長寿部 社福）松戸市社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等避難行動要支援者の支援に関すること ・市関係福祉施設保安全管理に関すること ・福祉避難所の開設・運営に関すること ・日本赤十字社千葉県支部との連絡に関すること ・その他部内の業務に関すること
子ども部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・（市民センター、体育施設を除く）の運営支援に関すること ・応急保育に関すること ・防疫（保健衛生）の補助に関すること ・その他部内の業務に関すること
街づくり部 公財）松戸みどりと花 の基金	<ul style="list-style-type: none"> ・交通（鉄道・バス）機関との連絡調整に関すること ・市営住宅の維持保全及び応急復旧に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・公園施設維持保全及び応急復旧に関すること ・その他部内の業務に関すること
都市再生部	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸駅周辺の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関すること ・その他部内の業務に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁維持保全及び応急復旧に関すること ・河川維持保全及び応急復旧に関すること ・下水道施設維持保全及び応急復旧に関すること ・その他部内の業務に関すること
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・警防本部の設置及び運営に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること ・緊急消防援助隊等の受援及び応援に関すること ・住民への警報伝達及び避難誘導に関すること ・消防団員の参集に関すること ・消防団の活動に関すること ・特殊標章の交付に関すること ・その他局内の業務に関すること
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水に関すること ・県水道局との連絡調整に関すること ・その他部内の業務に関すること
病院 松戸市立総合医療セン ター 松戸市立福祉医療セン ター東松戸病院	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療対策本部との連絡に関すること ・入（通）院者の安全確保に関すること ・負傷者の診療等に関すること ・重症患者の応急処置に関すること ・その他病院内の業務に関すること
生涯学習部 公財）松戸市文化振興 財団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（体育施設）の開設・運営支援に関すること ・文化財の保護に関すること ・収容避難場所の供与に関すること ・施設利用者の安全確保に関すること ・その他部内の業務に関すること
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること ・児童・生徒等の安全、避難に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・授業料の減免措置に関すること ・避難者の収容・介護に関すること ・その他部内の業務に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会との連絡調整に関すること ・本部事務局及び各部の応援に関すること
監査委員事務局 選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局及び各部の応援に関すること

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町会・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

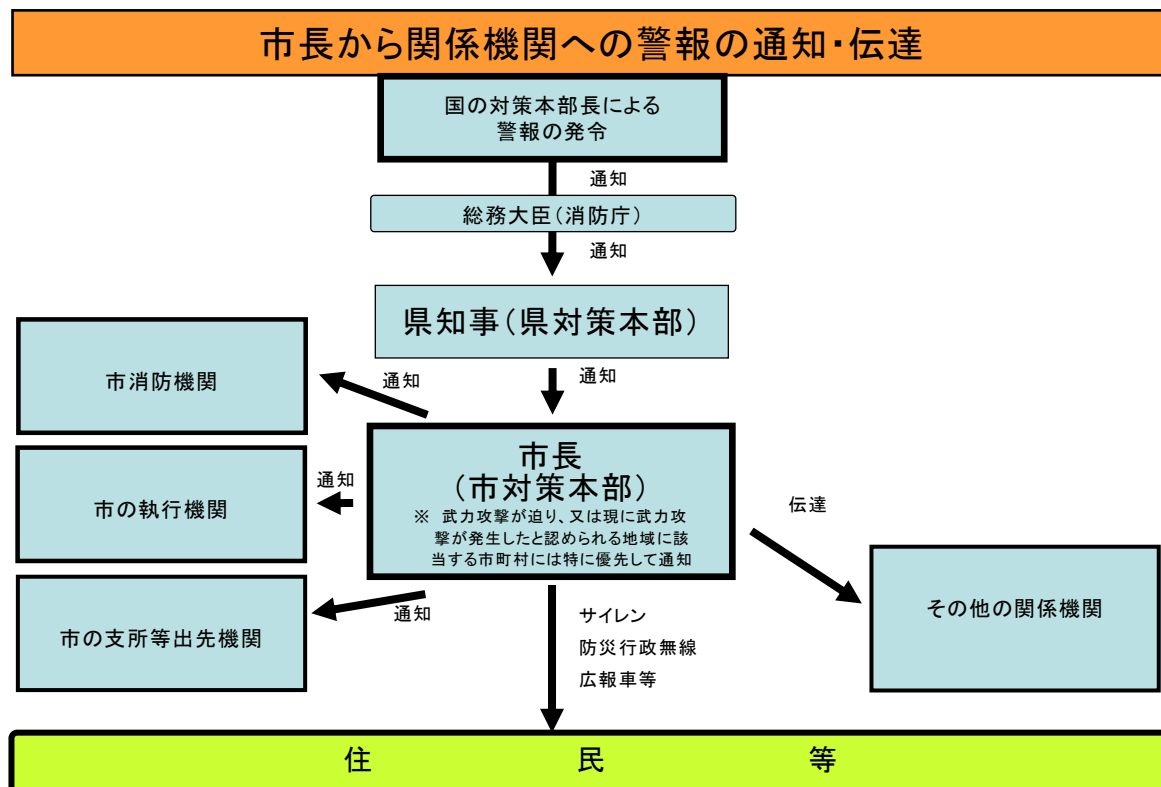
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町会・自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立総合医療センター、保育所（園）など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.matsudo.chiba.jp/>）に警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、市消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町会・自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

に、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【実施要領において定める項目】

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、次に掲げる項目を実施要領において定める。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員、消防職員等の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

（２）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（**避難行動要支援者名簿**、避難行動要支援者支援班の設置）

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、**町会**・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

市消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な**避難行動要支援者**の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、市消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、**町会**・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、**避難行動要支援者**に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

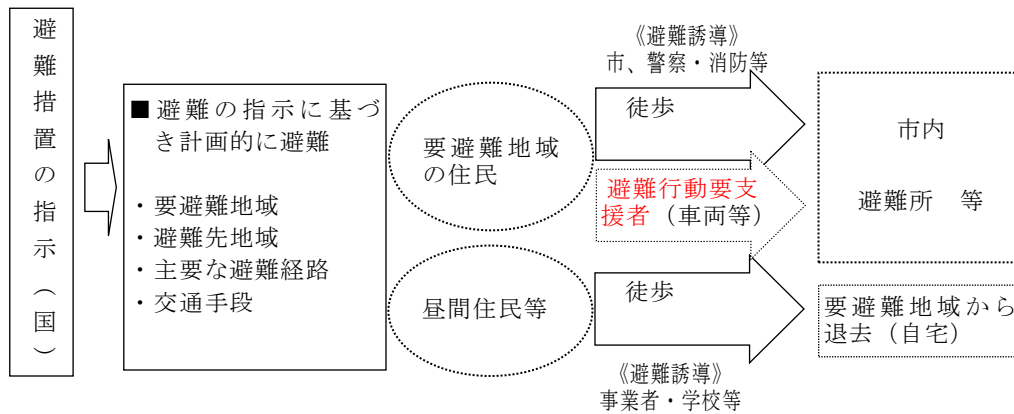
市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や**町会**・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。



【該当する事態類型と避難上の留意点】

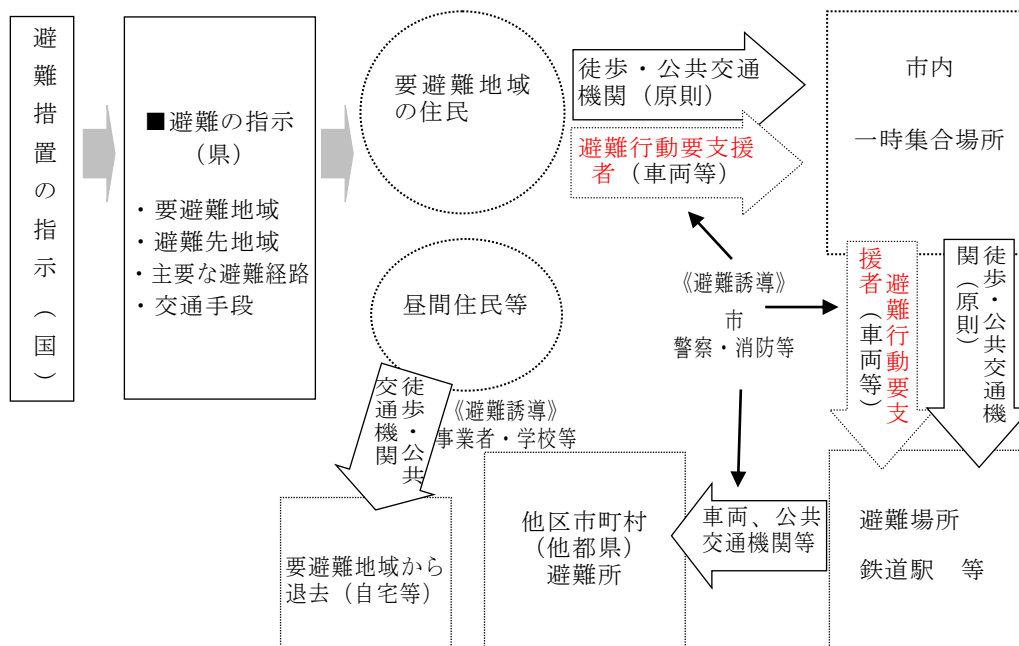
○ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

（４）時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

市が避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所（*）又は避難場所等を経て、他の区市町村（他都県）まで誘導する。

（*）ある程度のスペースを持った学校の校庭、神社、仏閣の境内、公園・緑地、団地の広場等で、集合する人々の生活圏と結びついた場所



【該当する事態類型と避難上の留意点】

○着上陸侵攻

- ・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ・このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく県知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

は、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

その際には、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。その運送経路を決定する際には、県とともに国の対策本部と必要な調整を行う。

市は、県対策本部から受けた運送車両の出発時間と到達時間、救援物資の品目、数量及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

(5) 受入れを希望する救援物資情報の発信

避難住民から求められた救援物資については、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、住民に公表するよう努める。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、**内閣総理大臣**に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

① 救援に関する措置の実施

市長は、県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

② 医療活動の実施

市は、住民に対する医療、救援活動を実施するとともに、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動を実施する。

③ 公営住宅の貸与、応急仮設住宅の供与

市は、県と連携し、必要に応じ避難住民等に対する公営住宅の貸与、応急仮設住宅の供与を行う。

④ 避難所の運営

市は、県と連携し、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得ながら避難所の運営を行う。運営にあたっては、避難住民等のプライバシーの確保に配慮する。

⑤ 応援物資の仕分け

市は、県と連携し、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資を仕分けする。

⑥ 傷病者の後方医療施設への搬送

市は、傷病者搬送の要請を受けた場合には、県が受け入れ態勢を確認した収容先医療機関に搬送する。

⑦ 救助資機材の調達要請

市は、保有している救助資機材では対応が困難な場合には、県にその調達を要請する。

4 住民に対する医療、救護活動の実施体制

(1) 医療救護体制

① 災害医療対策本部の構成

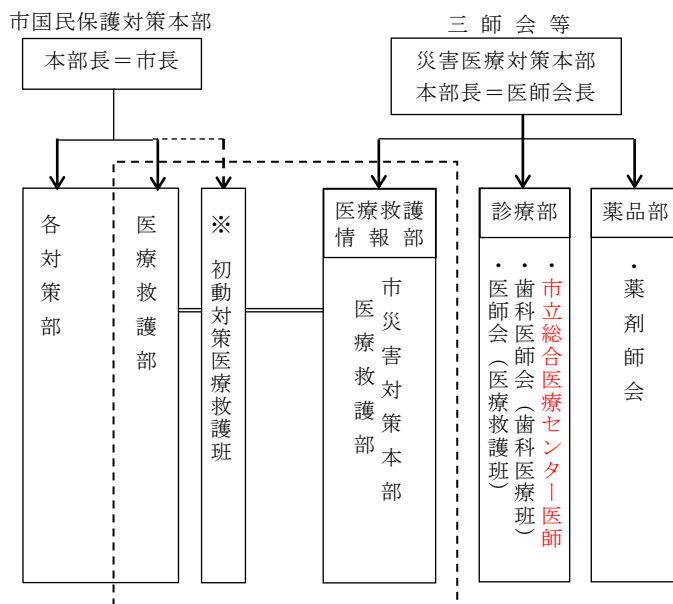
災害医療対策本部の構成員は次のとおり。

- ・ 医師会長（本部長）・ 医師会副会長（本部長代行）・ 歯科医師会長
- ・ 薬剤師会長 ・ 市立総合医療センター医師 ・ 市健康医療部健康政策課長

② 災害医療対策本部の設置場所

災害医療対策本部の設置場所は、中央保健福祉センターとするが、被災の状況により使用が困難な場合には衛生会館とする。

【医療救護体制フロー】



※ 印は、あらかじめ市国民保護対策本部で構成する。

(2) 医療救護の役割分担

市は、三師会等が設置する災害医療対策本部と連絡を密にし、市立総合医療センター及

報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、**安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールで県に送付する。**ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

（1）安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

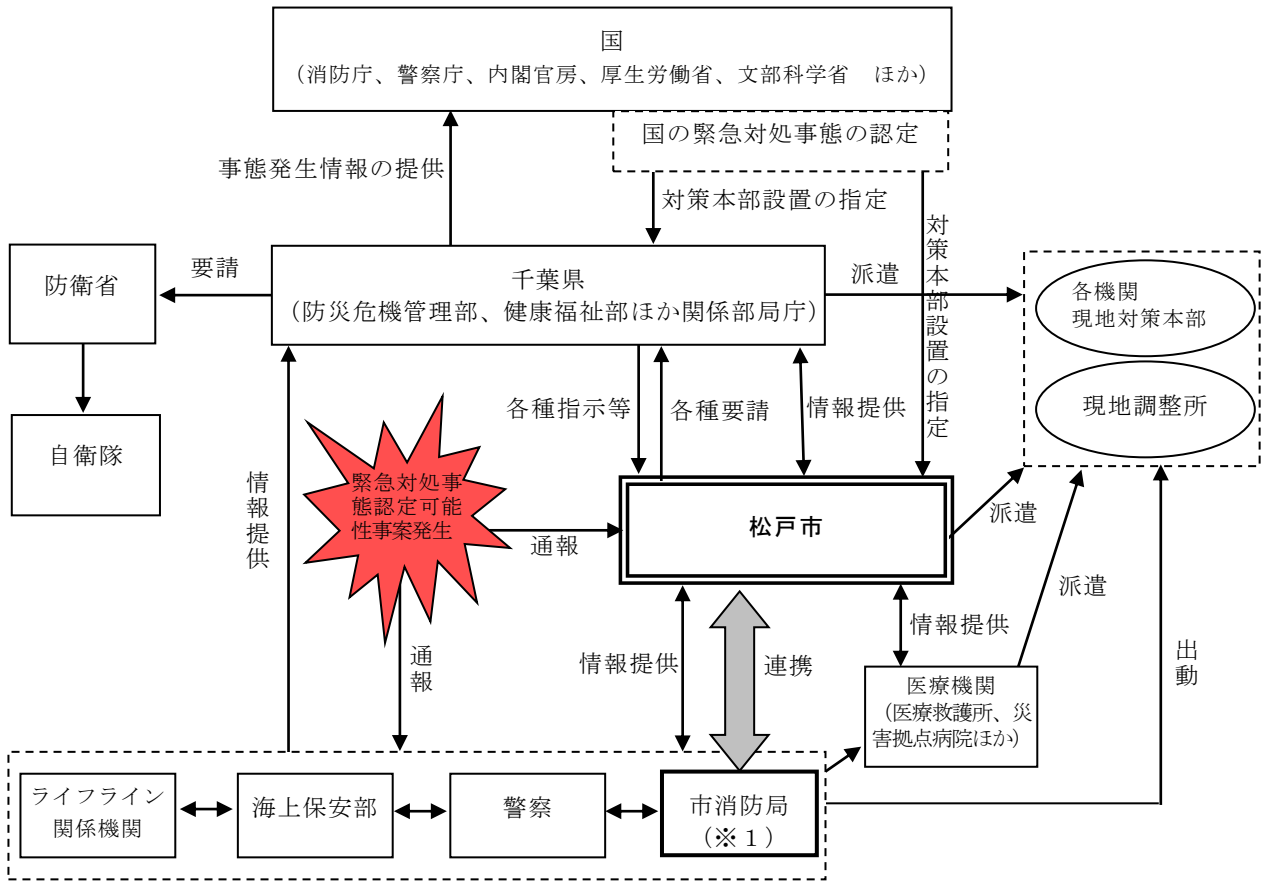
（2）安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（3）個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

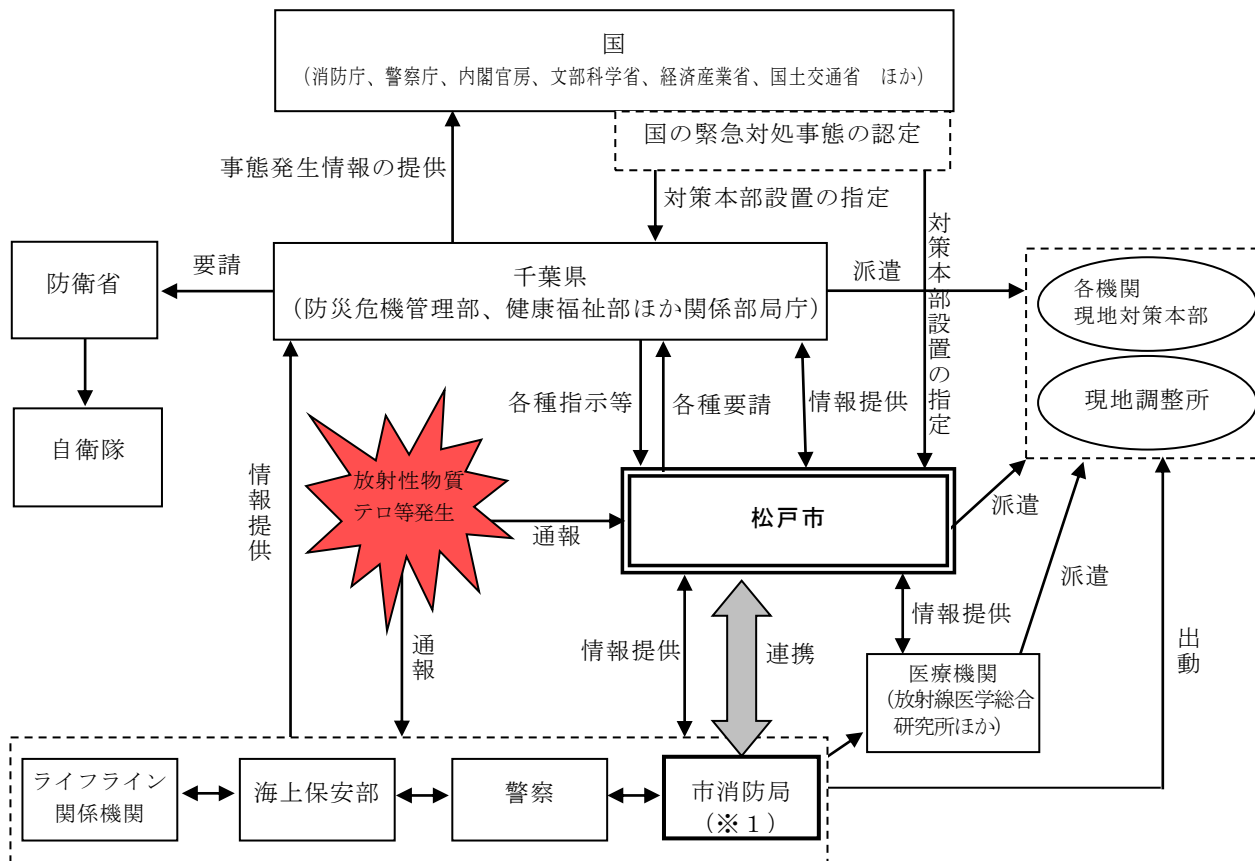
(2) 緊急処理事態認定前後の関係機関連携モデル



※ 1 千葉北西部消防指令センター

- ※ 「緊急処理事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。
- ※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所に設置される緊急処理事態対策本部にて行う。

○放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



※1 千葉北西部消防指令センター

※ 放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるということが挙げられる。

松戸市国民保護計画

平成 19 年 4 月 1 日 発行

令和 5 年 ● 月 修正

編集 松戸市 総務部 危機管理課

〒271-8588 松戸市根本 387-5

TEL 047-366-1111 (代)

松戸市国民保護計画

資 料 編

松 戸 市

(令和5年●月修正)

資料編目次

資料 1	法令関係	1
1-1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）	1
資料 2	協議会関係	7
2-1	松戸市国民保護協議会条例	7
2-2	松戸市国民保護協議会委員名簿	8
資料 3	国民保護対策本部関係	9
3-1	松戸市国民保護対策本部及び松戸市緊急対処事態対策本部条例	9
資料 4	市の現状に関する資料	10
4-1	避難施設のリスト	10
資料 5	通信設備一覧	13
5-1	松戸市防災行政用無線（固定系）子局設置一覧表	13
5-2	国民保護関係機関等連絡先一覧	15
資料 6	省令、告示等	16
6-1	安否情報の報告並びに照会に関する省令	16
6-2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準	21
6-3	火災・災害等即報要領	25
6-4	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	38

2-2 松戸市国民保護協議会委員名簿

区分	委員名
会長	松戸市長
1号 (市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員)	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長
	農林水産省関東農政局 千葉県拠点地方参事官
2号 (自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。))	陸上自衛隊需品学校長
3号 (市の属する県の職員)	千葉県東葛飾 地域振興事務所長
	千葉県東葛飾 土木事務所長
	千葉県 企業局市川水道事務所松戸支所長
	千葉県松戸健康福祉センター センター長
	千葉県松戸警察署長
	千葉県松戸東警察署長
4号 (市の副市長)	松戸市副市長
5号 (市の教育委員会の教育長及び市の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員)	松戸市教育長
	松戸市消防局長
6号 (市の職員(前二号に掲げる者を除く。))	松戸市病院事業管理者
	松戸市水道事業管理者
	松戸市 総務部長
	松戸市 財務部長
	松戸市 市民部長
	松戸市 経済振興部長
	松戸市 健康医療部長
	松戸市 街づくり部長
	松戸市 都市再生部長
	松戸市議会事務局長
7号 (市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員)	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長
	東日本旅客鉄道株式会社 松戸駅長
	東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社長
	京葉ガス株式会社 供給企画部 災害対策室長
	新京成電鉄株式会社 松戸駅 駅長
	東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅長
	流鉄株式会社 鉄道部 次長
	北総鉄道株式会社 東松戸駅 駅務区長
8号 (国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者)	松戸市消防団長
	松戸市医師会長
	松戸市歯科医師会長
	松戸市薬剤師会長
	松戸市赤十字奉仕団委員長
	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会会長

資料4 市の現状に関する資料

4-1 避難施設のリスト

市内の避難施設（123施設）

令和5年〇月現在

No	施設の名称	施設の所在地	災害対策基本法上の避難場所等の指定※
1	松戸市立小金北小学校	殿平賀270	○
2	松戸市立殿平賀小学校	殿平賀339番地1	○
3	松戸市立小金小学校	小金355	○
4	松戸市立小金北中学校	幸田206	○
5	松戸市立小金南中学校	小金清志町1丁目16番地1	○
6	松戸市立根木内小学校	小金原2丁目3番地	○
7	松戸市立貝の花小学校	小金原8丁目10番地	○
8	松戸市立栗ヶ沢小学校	小金原7丁目16番地	○
9	松戸市立根木内中学校	小金原1丁目30番地	○
10	松戸市立栗ヶ沢中学校	小金原9丁目25番地	○
11	松戸市立金ヶ作小学校	金ヶ作317	○
12	松戸市立高木小学校	金ヶ作120	○
13	松戸市立常盤平第一小学校	常盤平7丁目1番地	○
14	松戸市立常盤平第二小学校	常盤平4丁目18番地	○
15	松戸市立常盤平第三小学校	常盤平西窪町25番地1	○
16	松戸市立牧野原小学校	牧の原435番地1	○
17	松戸市立松飛台小学校	五香西4丁目22番地1	○
18	松戸市立松飛台第二小学校	松飛台59	○
19	松戸市立金ヶ作中学校	金ヶ作341番地15	○
20	松戸市立第六中学校	千駄堀1341	○
21	松戸市立常盤平中学校	常盤平7丁目25番地	○
22	松戸市立牧野原中学校	五香西4丁目39番地1	○
23	松戸市立第四中学校	五香西1丁目6番地1	○
24	松戸市立六実小学校	六高台4丁目131番地	○
25	松戸市立六実第二小学校	六実2丁目34番地1	○
26	松戸市立六実第三小学校	六高台3丁目141番地	○
27	松戸市立高木第二小学校	五香4丁目18番地1	○
28	松戸市立六実中学校	六高台5丁目166番地1	○
29	松戸市立河原塚小学校	河原塚47番地1	○
30	松戸市立東部小学校	高塚新田382番地1	○
31	松戸市立梨香台小学校	高塚新田512番地13	○
32	松戸市立河原塚中学校	河原塚190	○
33	松戸市立第五中学校	高塚新田380	○
34	松戸市立東松戸小学校	紙敷1丁目19番地1	○
35	松戸市立柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町111	○
36	松戸市立大橋小学校	二十世紀が丘梨元町32	○
37	松戸市立矢切小学校	中矢切540	○
38	松戸市立第二中学校	小山685	○
39	松戸市立上本郷小学校	上本郷3620	○
40	松戸市立上本郷第二小学校	上本郷2677	○
41	松戸市立寒風台小学校	松戸新田316番地25	○
42	松戸市立松ヶ丘小学校	松戸新田159	○
43	松戸市立稔台小学校	稔台2丁目36番地1	○
44	松戸市立相模台小学校	岩瀬434番地2	○
45	松戸市立和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷1085	○
46	松戸市立第一中学校	岩瀬587	○
47	松戸市立和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷1338番地1	○
48	松戸市立古ヶ崎小学校	古ヶ崎4丁目3620番地1	○
49	旧松戸市立古ヶ崎南小学校	古ヶ崎1丁目3073番地	○
50	松戸市立北部小学校	根本217	○
51	松戸市立中部小学校	松戸2062	○
52	松戸市立南部小学校	小山148	○
53	松戸市立古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515番地1	○
54	松戸市立幸谷小学校	幸谷212番地2	○
55	松戸市立八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎3丁目3番地1	○
56	松戸市立八ヶ崎小学校	八ヶ崎6丁目53番地1	○

57	松戸市立第三中学校	馬橋2080	○
58	松戸市立横須賀小学校	新松戸北2丁目13番地1	○
59	松戸市立新松戸西小学校	小金1180	○
60	松戸市立新松戸南小学校	新松戸6丁目301番地	○
61	松戸市立馬橋北小学校	新松戸南2丁目1番地	○
62	松戸市立馬橋小学校	西馬橋1丁目12番地1	○
63	松戸市立旭町小学校	旭町1丁目20番地2	○
64	松戸市立小金中学校	新松戸北2丁目16番地11	○
65	松戸市立新松戸南中学校	新松戸南2丁目124番地	○
66	松戸市立旭町中学校	旭町1丁目150番地	○
67	旧松戸市立根木内東小学校	根木内598	○
68	千葉県立松戸特別支援学校	栗ヶ沢784番地17	
69	千葉県立つくし特別支援学校	金ヶ作292番地2	
70	松戸市立松戸高等学校	紙敷2丁目7番地5	○
71	千葉県立松戸高等学校	中和倉590番地の1	○
72	千葉県立小金高等学校	新松戸北2丁目14番地の1	○
73	千葉県立松戸国際高等学校	五香西5丁目6番地の1	○
74	千葉県立松戸南高等学校	紙敷1199	○
75	千葉県立松戸六実高等学校	六高台5丁目150番地の1	○
76	千葉県立松戸矢切高等学校	中矢切54	○
77	千葉県立松戸馬橋高等学校	旭町1丁目7番地の1	○
78	千葉県立松戸向陽高等学校	秋山682	○
79	松戸市小金北市民センター	中金杉2丁目159番地2	○
80	松戸市小金市民センター	小金きよしヶ丘3丁目1番地1	○
81	松戸市小金原市民センター	小金原6丁目6番地2	○
82	松戸市常盤平市民センター (別館含む)	常盤平3丁目30番地	○
83	松戸市八柱市民センター	牧の原1丁目193番地の6	○
84	松戸市松飛台市民センター	松飛台210番地2	○
85	松戸市五香市民センター	五香2丁目35番地5	○
86	松戸市六実市民センター (別館含む)	六高台3丁目71番地	○
87	松戸市東部市民センター	高塚新田494番地9	○
88	松戸市明市民センター	上本郷3018番地の1	○
89	松戸市稔台市民センター (別館含む)	稔台100番地1	○
90	松戸市二十世紀が丘市民センター	二十世紀が丘中松町2	○
91	松戸市八ヶ崎市民センター	八ヶ崎5丁目15番地1	○
92	松戸市新松戸市民センター	新松戸3丁目27番地	○
93	松戸市馬橋市民センター	西馬橋蔵元町177	○
94	松戸市馬橋東市民センター	馬橋1854番地の3	○
95	松戸市古ヶ崎市民センター	古ヶ崎4丁目3490	○
96	松戸市クリーンセンター (体育館)	高柳新田37	○
97	松戸市東部クリーンセンター	高塚新田352	○
98	松戸市東部スポーツパーク体育館	高塚新田427	○
99	松戸市小金原体育館	小金原6丁目4番地1	○
100	松戸市常盤平体育館	常盤平松葉町1丁目3番地	○
101	松戸市和名ヶ谷スポーツセンター	和名ヶ谷1360	○
102	松戸市六実高柳老人福祉センター	高柳1832	○
103	松戸市東部老人福祉センター	紙敷953番地2	○
104	松戸市総合福祉会館	上矢切299番地の1	○
105	松戸市勤労会館	根本8番地の11	○
106	松戸市男女共同参画センター	本町14番地の10	○
107	松戸市民会館	松戸1389-1	○
108	松戸市青少年会館	新松戸南2丁目2番地	○
109	松戸市青少年会館樋野口分館	樋野口543	○
110	市民交流会館 (文化施設)	新松戸7丁目192番地1	○
111	市民交流会館 (運動施設)	新松戸5丁目179番地1	○
112	松戸市新松戸中央公園	新松戸6丁目22番地	○
113	松戸市ユーカー交通公園	小金原1丁目25番地	○
114	松戸市小金原公園	小金原6丁目10番地	○
115	松戸市金ヶ作公園	常盤平3丁目27番地1	○
116	松戸市21世紀の森と広場	千駄堀269	○
117	松戸市六実中央公園	六高台3丁目142番地	○
118	松戸中央公園	岩瀬487番地1	○
119	柿ノ木台公園	二十世紀ヶ丘柿の木町99	○
120	東葛飾合同庁舎	小根本7番地	

121	生涯大学校東葛飾学園 浅間台教室園芸コース教室	中矢切492	
122	北総線矢切駅ラチ外コンコース	下矢切120	
123	北総線秋山駅ラチ外コンコース	秋山1番地53	

※地震等の災害対策のための避難場所又は避難所として指定されている場合は○、指定されていない場合は空欄としています。

資料5 通信設備一覽

5-1 松戸市防災行政用無線（固定系）子局設置一覽表

令和5年〇月現在

番号	子局名称	番号	子局名称	番号	子局名称
1	東平賀公園	51	戸定邸	101	新松戸西小学校
2	大金平浄水場	52	旭ヶ丘第1公園	102	新松戸駅前アンダーパス
3	根木内歴史公園	53	和名ヶ谷小学校	103	藤花塚公園
4	小金中学校	54	河原塚中学校	104	旧根木内東小学校
5	市民交流会館（文化施設）	55	松戸南郵便局前	105	王子神社
6	稲荷大神	56	東部小学校	106	八ヶ崎第二小学校
7	新松戸中央公園	57	東部クリーンセンター	107	北松戸工業団地前
8	小金小学校	58	梨香台小学校	108	中堀排水機場
9	小金公園	59	胡録神社（大橋集会所）	109	付属看護専門学校
10	根木内中学校	60	木づくり公園	110	県立松戸高校
11	小金南中学校	61	南部小学校	111	香取神社（千駄堀集会所）
12	やなぎ公園	62	総合福祉会館	112	つつじ公園
13	はずだ公園	63	矢切小学校	113	松飛台第二小学校
14	旭町小学校	64	県水栗山浄水場	114	牧野原中学校
15	広田公園	65	浅間公園	115	門前公園
16	馬橋小学校	66	下山公園	116	日暮公園
17	二三ヶ丘公園	67	東雷神社	117	松戸新田駅前
18	貝の花小学校	68	新松戸南中学校	118	和名ヶ谷北公園
19	小金原体育館	69	幸谷小学校	119	つくし公園
20	栗ヶ沢中学校	70	めじろ公園	120	旭ヶ丘第3公園
21	高木小学校	71	南谷公園	121	本法寺
22	第三中学校	72	かもめ公園	122	八幡神社（串崎集会所）
23	とのやま公園	73	八ヶ崎4丁目緑地	123	春日神社（紙敷）
24	栄町第一公園	74	八ヶ崎消防署	124	胡録神社（紙敷）
25	日大歯学部	75	金ヶ作小学校	125	養護老人ホーム「松風荘」
26	古ヶ崎中学校	76	金ヶ作中学校	126	菰田公園
27	古ヶ崎市民センター	77	熊野神社	127	長作公園
28	古ヶ崎第二保育所	78	仲台公園	128	高塚団地診療所前
29	北部小学校	79	クリーンセンター	129	大流公園
30	北松戸公園	80	六実小学校	130	幸田第1公園
31	寒風台小学校	81	五香市民センター	131	中金杉公園
32	第六中学校	82	やまぶき公園	132	大金平消防署
33	常盤平第三小学校	83	しらかし公園	133	殿平賀小学校
34	常盤平第一小学校	84	かぶと公園	134	神明神社（大谷口）
35	しょうぶ公園	85	八柱駅前ロータリー	135	市民交流会館（運動施設）
36	金ヶ作公園	86	稔台市民センター	136	とちのき公園
37	第四中学校	87	上本郷第二小学校	137	宮ノ後第2公園
38	北丘公園	88	南花島公園	138	山王公園
39	高木第二小学校	89	つつみ公園	139	溜脇公園
40	六実中央公園	90	消防局	140	もくれん公園
41	六実駅前ロータリー	91	資源リサイクルセンター	141	馬橋北小学校
42	六実第二小学校	92	串崎公園	142	北小金住宅前
43	元山駅前	93	市立松戸高校	143	けやき公園
44	松飛台小学校	94	春日神社（秋山集会所）	144	八光台公園
45	八柱霊園	95	高塚新田緑地	145	新松戸クリーンセンター
46	河原塚小学校	96	柿ノ木台小学校	146	相川公園
47	稔台小学校	97	寺沢公園	147	ぺんぎん公園
48	緑ヶ丘第1公園	98	幸田第2公園	148	ほそぬま公園
49	松戸中央公園	99	鹿島神社	149	道合第3公園
50	中部小学校	100	こぶし公園	150	栗ヶ沢1号緑地

番号	子局名称	番号	子局名称
151	ひばり公園	201	さるびあ公園
152	西ノ下公園	202	花之台公園
153	香取稲荷神社（柴町北部集会所）	203	金ヶ作陣屋前緑地
154	馬橋東市民センター	204	ぼぷら公園
155	金ヶ作北第1公園	205	旧古ヶ崎南小学校
156	柴町西公園	206	下萩公園
157	梨香台スポーツ広場	207	千駄堀駒形公園
158	古ヶ崎第2公園	208	五香西1号緑地
159	はなみずき公園	209	北仲町公園
160	とんぼ公園	210	本郷公園
161	多目的広場（六高台）	211	マブチ寮北側歩道
162	まゆみ公園	212	岩瀬湖録神社
163	常盤平柳町5差路	213	市民会館
164	牧野原グラウンド	214	松戸3丁目公園
165	ふれあい公園	215	上矢切水門
166	五香公園	216	上矢切公園
167	樋野口公園	217	上瀬上公園
168	八柱霊園参道	218	八町分公園
169	たんぼぼ公園	219	中ノ窪公園
170	道合第1公園	220	市役所
171	稔台遺跡		
172	陣ヶ前公園		
173	関台公園		
174	すすき浦公園		
175	東松戸中央公園		
176	三矢小台5丁目公園		
177	大橋小学校		
178	いちご公園		
179	六実第2公園		
180	妙見神社		
181	もえぎの風公園		
182	谷川公園		
183	平賀中台緑地		
184	北通公園		
185	根木内福社会		
186	鐘の下公園		
187	一本松公園		
188	からす公園		
189	上ノ台公園		
190	しらかば公園		
191	すずめ公園		
192	貝の花第2公園		
193	松ヶ丘小学校		
194	中堀込公園		
195	消防訓練センター		
196	ひまわり公園		
197	安房須神社		
198	北丘第2公園		
199	六高台スポーツ広場（ゲートボール場）		
200	キラリ公園		

5-2 国民保護関係機関等連絡先一覧

機 関 名		連絡先	N T T		
			普通電話	F A X	
千葉県 の機関	東葛飾地域振興事務所		地域防災課	361-2111	367-4348
	東葛飾土木事務所		調整課	364-5139	362-4884
	企業局市川水道事務所松戸支所		料金管理課	368-6143	363-5340
	松戸健康福祉センター		総務課	361-2121	367-7554
	千葉県警察	松戸警察署	警備課	369-0110	369-0110
		松戸東警察署	警備課	349-0110	349-0110
指定地方 行政機関	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所		防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741
			松戸出張所	343-3722	344-8919
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所		防災情報課	043-285-0343	043-285-0346
			柏維持修繕出張所	04-7143-4230	04-7144-2063
農林水産省関東農政局千葉県拠点		地方参事官室	043-224-5611	043-227-7135	
陸上自衛隊松戸駐屯地		需品学校企画室	387-2171	————	
指定公共 機関	日本郵便(株)		松戸郵便局	362-2357	363-9134
	東日本電信電話(株) 千葉事業部		千葉西支店	043-211-8652	————
	日本通運(株)		柏営業所	04-7191-5511	04-7191-5723
	東日本旅客鉄道(株)		松戸駅	360-1402	360-1402
	東京電力パワーグリッド(株)		東葛支社	0120-995-007	0120-995-606
指定地方 公共機関	京葉瓦斯(株) 供給企画部		災害対策室	325-4023	325-4150
	新京成電鉄(株)		松戸駅	362-2014	————
	東武鉄道(株)		六実駅	387-6795	————
	流鉄(株)		運輸区駅務担当区	04-7158-0117	04-7158-2274
	北総鉄道(株)		東松戸駅駅務区	392-3235	392-3235
	京成バス(株)		松戸営業所	362-1256	364-8470
	松戸新京成バス(株)		本社	387-0388	389-8624
	東武バスセントラル(株)		沼南営業所	04-7193-2683	04-7193-2685
	(一社)千葉県トラック協会松戸支部		事務局	04-7139-6811	04-7139-6811
	千葉県道路公社		道路部工務課	043-222-8161	043-225-8619
三師会	(一社)松戸市医師会		事務局	368-2255	365-4915
	(公社)松戸歯科医師会		事務局	368-3553	365-4015
	(一社)松戸市薬剤師会		事務局	360-3600	360-3614
他の関係 機関	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会		事務局	368-0503	368-0203
	松戸市赤十字奉仕団		委員長	364-2651	364-2651
	松戸市消防団		団長	363-1116	363-1121
市	松戸市総務部		危機管理課	366-7309	368-0202
	松戸市総合医療センター			712-2511	712-2512
	東松戸病院		総務課	391-5500	391-7566
	消防局			363-1111	————

松戸市国民保護計画

資料編

平成 19 年 4 月 1 日 発行

(令和 5 年●月修正)

編集 松戸市 総務部 危機管理課

〒271-8588 松戸市根本 387-5

TEL 047-366-1111 (代)

令和5年度松戸市国民保護協議会の議案に関する承認書

松戸市国民保護協議会
会長 本郷谷 健次

委員所属名 _____ :

委員肩書・氏名 _____ :

担当者名 _____ :

令和5年8月21日付けで依頼がありました、令和5年度松戸市国民保護協議会の議案について、下記のとおり意思表示します。

(「□」にチェック「✓」をご記入ください)

① 議案 松戸市国民保護計画の修正について

承認します。 非承認です。

② その他 (議案に関する意見について)